

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市中小企業振興資金利子補給金
補助事業等の標目	市内における産業の振興を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市中小企業振興資金融資あっせん要綱（昭和50年諏訪市告示第68号。以下「要綱」という。）の規定により融資のあっせんを受けた者であって、貸付当初の約定どおり返済を行っているもの
補助対象経費	要綱第3条に掲げる資金のうち、次のいずれかの資金の融資あっせんを受けた者の当該資金に係る支払利息 (1) 景気変動対策資金 (2) 開業支援資金 (3) 設備投資促進資金 (4) 企業用土地取得資金 (5) 緊急経営対策資金 (6) 緊急経営借換資金
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	次の各号に掲げる資金の区分に応じ、資金の貸付けを受けた日から当該各号に定める期間、支払利息の一部又は全額を補助する。 (1) 景気変動対策資金 2年間 (2) 開業支援資金 3年間 (3) 設備投資促進資金 3年間 (4) 企業用土地取得資金 3年間 (5) 緊急経営対策資金 2年間 (6) 緊急経営借換資金 2年間 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 融資額が補助額に影響するため、5万円未満の補助額となる場合がある。 中小企業者の安定した経営支援のため、補助率1/2を超えて補助することが必要。
補助事業等の評価	融資あっせん申込書及び添付書類等をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和50年9月6日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 市内における産業の振興を図るため3年を超え継続することが必要。
情報の公表の方法等	補助事案件数、補助金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	資金を借り入れた金融機関からの利息納入報告書（様式第2号-1）及び利息内訳表（様式第2号-2）に基づき、当該金融機関に一括支払い、利用者名義の口座へ振り分けるものとする。

	金融機関は、振込み確認後、振込領収書を提出する。
提出書類	(1) 利息納入報告書(様式第2号-1) (2) 利息内訳表(様式第2号-2) (3) 振込領収書
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係

平成21年 5月 1日 一部改正 (平成21年 5月 1日 施行)
平成26年 7月31日 一部改正 (平成26年 7月31日 施行)
平成27年 3月26日 一部改正 (平成27年 4月 1日 施行)
平成28年 3月30日 一部改正 (平成28年 4月 1日 施行)
平成29年 3月29日 一部改正 (平成29年 4月 1日 施行)
平成29年 3月29日 一部改正 (平成29年 4月 1日 施行)
平成30年11月 7日 一部改正 (平成30年11月 7日 施行、平成30年 4月 1日 適用)
平成31年 3月29日 一部改正 (平成31年 4月 1日 施行)
令和 2年 3月 4日 一部改正 (令和 2年 3月 4日 施行)
令和 2年 3月31日 一部改正 (令和 2年 4月 1日 施行)
令和 3年 3月31日 一部改正 (令和 3年 4月 1日 施行)